

# 福祉・医療制度について

## 高額医療・高額介護合算制度

1ヶ月に医療機関等の窓口で支払った一部負担金、及び介護保険の自己負担の合計が著しく高額になったとき、その超えた額は申請により後日支給されます。申請にあたっては領収書の原本が必要となりますので保管しておきます。この制度は新しく始まった制度のため、2008年度分は16ヶ月間となり、支給申請の受付は2009年8月からとなります。尚、2009年8月以降は限度額が変更されます。

高額医療・高額介護合算制度自己負担限度額(2008年4月1日～2009年7月31日)

		後期高齢者医療 制度 + 介護保険	被用者保険 又は国保 + 介護保険 (70～74歳の世帯)	被用者保険 又は国保 + 介護保険 (70歳未満の世帯)
		現役並所得者	89万円	89万円
一般		75万円	75万円(※)	89万円
低所得者	II	41万円	41万円	45万円
	I	25万円	25万円	

(※)軽減特例措置により、一般所得者による70～74歳の世帯の算定基準は56万円とされています。

## 重症障害老人健康管理費支給制度

次の①～③に該当する方が医療を受ける時、一部負担金(食事・居住費・利用料は除く)を助成します。(所得制限あり)

- ①1級又は2級の身体障害者手帳を持っている方
- ②知能指数が35以下と判断された方
- ③3級の身体障害者手帳を持ち、かつ、知能指数が50以下と判断された方

※くわしくは各市町村までお問い合わせください。



所得制限額	
本人	配偶者・扶養義務者
3,604,000円以下	6,287,000円未満

## 老人医療費支給制度

医療保険に加入している65歳以上70歳未満の方で次の①又は②に該当する方は老人保健と同様の一部負担金額で医療を受けられます。(訪問看護ステーションは除く)また、一部負担金が自己負担限度額を超えたときは、申請によりその超えた額が後日支給されます。(領収書などが必要です)

- ①所得税が課せられてない世帯の方
- ②寝たきり、ひとり暮らし、老人世帯に属する方

所得制限額	
本人	配偶者・扶養義務者
1,595,000円以下	6,287,000円未満

在宅医療についての相談をお受けします

お気軽に  
お問い合わせ  
ください

# 京都府医師会 在宅医療サポートセンター

電話 (075) 315-5274・FAX (075) 315-5290

ホームページ <http://www.kyoto.med.or.jp/member/support/index.html>

介護保険について困りごと、相談がございましたら下記の窓口へご相談下さい。

- ◎京都市にお住まいの方は……区役所・支所福祉介護課、京北出張所福祉担当
- ◎京都市外の京都府内各市町村にお住まいの方は……保健所、市役所、町村役場

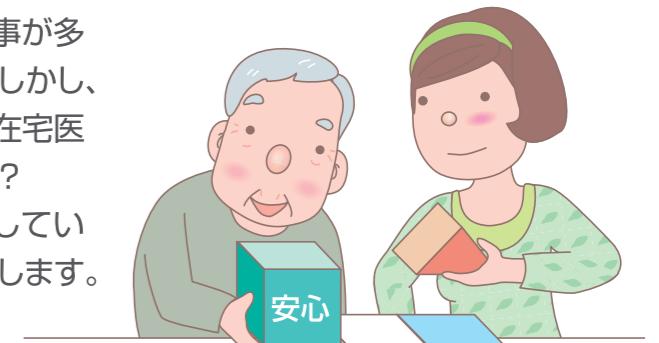
(社)京都府医師会

〒604-8585 京都市中京区御前通松原下ル TEL:075-312-3671 (代表)  
<ホームページ><http://www.kyoto.med.or.jp> <E-mail>[kma26@kyoto.med.or.jp](mailto:kma26@kyoto.med.or.jp)  
●発行 WINTER 2008●

# 在宅医療について



「在宅医療」は、テレビなどのメディアで取り上げられる事が多くなり、耳にした事がある人も少なくないかと思えます。しかし、高齢社会をむかえ、変化していく医療制度の中、実際に「在宅医療」とはどのような制度なのか理解されているのでしょうか? 医療・看護等を自宅で受ける「在宅医療」を上手に活用していただくために今回のBe Wellでは、「在宅医療」をご紹介します。



## 在宅療養17箇条 ～その人らしい人生のために～



- 第1条 一步踏み出す勇気があれば、在宅療養の可能性は誰にもあります。
- 第2条 住み慣れた自宅で過したい、過させたい、少しでもそう考えたなら、専門家に相談してください。
- 第3条 自宅で療養することを決めたなら、訪問診療をしてくれる医師を見つけましょう。
- 第4条 自宅で療養することを決めたなら、介護保険の申請をしましょう。
- 第5条 ケアマネジャーはあなたの生活を支援してくれます。希望や悩みを遠慮なく伝えましょう。
- 第6条 訪問看護師は本人・家族にとって頼りになる助っ人です。医師にとっても最も強力なパートナーです。
- 第7条 生活を維持・向上するためのリハビリを自宅でも継続することが可能です。
- 第8条 歯科医が訪問し、入れ歯を作ったり、虫歯の治療が自宅で出来ます。肺炎の予防に口腔ケアを受けましょう。
- 第9条 薬剤師の訪問による、お薬に関する相談や指導を受けることが可能です。
- 第10条 自宅で安全に暮らすためや生活の範囲を広げるため福祉用具の使用や住宅改造を考えましょう。
- 第11条 一人での介護は大変です、協力してくれる家族、親戚、友人がいる場合は役割分担をしましょう。
- 第12条 介護者が疲れた時、疲れる前に利用できるサービスがあります。
- 第13条 急変時はどうするか、看取りはどうするか、あらかじめ皆で話し合っておきましょう。緊急連絡先の一覧表を作っておけば安心です。
- 第14条 医療費や介護費用が高額になった時、認知症の症状で困った時、一人暮らしで不安な時などに受けられる制度があります。
- 第15条 同じような悩みを持った人に相談したり、話を聞いてもらうと気持ちが楽になります。
- 第16条 独居の方、認知症の方を地域で支えるには、周囲の見守りと理解が大切です。
- 第17条 在宅療養に固執する必要は全くありません、在宅療養が困難になったら、皆で次の一手を考えましょう。

